

「新型コロナウイルス」感染拡大に伴う保険料払込み特別措置のご案内（更新）

日本国内における新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、保険料のお支払いが困難となるお客さまをお守りするために、保険料の払込みに関する特別措置を実施しますのでお知らせします

1. 特別措置の適用対象について

日本全国の契約者さまのうち、以下のいずれかに該当する場合特別措置の適用対象です。

1. 契約者さまの会社が当該感染症の影響により、事業の運営に支障をきたしている場合
2. 契約者さまの勤務先が当該感染症の影響により、給与の支払いが遅延または滞っている場合
3. 契約者さまが当該感染症により上記以外その他影響を受けた場合

2. 特別措置の内容について

お申し出により、保険料の払込みを猶予する期間を **2020年12月31日まで延長**します。

なお、猶予期間分の保険料のお払込みにあたりましては、2021年1月から「分割払込」のお取扱いが可能です。

<お客さまお問い合わせ窓口>

カスタマーセンター **0120-563-506**

受付時間：月～金曜日 9：00～18：00 / 土曜日 9：00～17：00

※日曜・祝日および12月31日～1月3日は除きます。

以上